

議案第 2 5 号

四万十町税条例の一部を改正する条例について

四万十町税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 8 年 3 月 9 日 提出

四万十町長 中尾 博憲

四万十町条例第 号

四万十町税条例の一部を改正する条例

四万十町税条例（平成18年四万十町条例第53号）の一部を次のように改正する。

第70条第 2 項を削る。

附 則

この条例は、平成28年 4 月 1 日から施行する。